

# 罰金について

昨年10月より所長が顧客情報管理の徹底を為すに力を入れたが、設計書の放置などに罰金1000円をとりと所長が決めました

意見のある者には言われたので「私は反対です」と意見を言うこと

K 前回は罰金2倍の2000円をとりと決められました。

実際に机の中にアンケートを忘れて帰りました。罰金2000円を取られました。

所長は自分の財布に入れ、2000円を  
出ると喜んでいました。

昨年来てからは所長の財布に入れられていたが、今年からは営業所で使うお金に決め、ノートを作成して営業員がお金をあつかうようになりました。

そのことはみんな決めていたが、所長は万にくれと言っていました。おかしな話です。

№2

昨年まで入分については私以外は返金  
されたと聞いていたのですが、私はずい  
返していただいていたようです。

ワンマン可きる新長で、1971年から  
ひびいたので、私は嫌に11月まで  
辞職致しました。

平成19年7月25日

Y K

